

農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施要領

制定 令和4年 12 月 5 日 4新食第 1985 号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 目的

食品原材料調達安定化等対策事業補助金交付等要綱（令和4年 12 月 5 日付け4新食第1971号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表の区分の欄の2に定める農林水産業と食品産業の連携強化支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

別表1第1の（1）及び（3）事業を行う者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を適確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、事業計画書、事業報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （3）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に主たる事務所を有し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （5）農林漁業者又は商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、公社又は法人格を有しない団体のうち大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が特に認めるもの（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。

ア 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （ア）主たる事務所の定めがあること。
- （イ）代表者の定めがあること。
- （ウ）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （エ）年度ごとに事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

イ 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱第6に基づく交付申請書を提出する際、別記様式第1号を併せて総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。

- （6）法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

2 事業実施者の要件

- （1）別表1第1の（2）①の事業を実施する者は、ローカルフードプロジェクトプラットフォーム（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、食品製造業者、販売流通事

業者その他の事業者、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、都道府県等の多様な関係者が、都道府県を区域として設置するプラットフォームであって、加工食品の原材料切替等地域の農林水産物を原材料として使用する新商品を継続的に創出する取組を行うものをいう。以下同じ。）の代表者（代表者は都道府県以外の事業者等とする）であること。

なお、ローカルフードプロジェクトプラットフォーム（以下「LFPプラットフォーム」という。）は、都道府県を構成員とすることを必須とする。

- (2) 別表1第1の(2)②の事業を実施する者は、LFPプラットフォームの構成員である農林漁業者、食品製造事業者、流通販売事業者等が連携して行う取組の代表者であること。

第3 事業の内容等

1 事業実施主体による事業実施者への補助金交付事務

(1) プラットフォーム形成対策の実施

事業実施主体は別表1第1の(1)の事業を実施する。

①事業実施者の公募、審査及び採択

事業実施主体は、別表1第1の(2)①の事業の実施にあたり、外部有識者、農林水産省職員等で構成する公募選考委員会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。公募選考委員会は、事業の実施を希望する者から提出された課題提案書の内容が適切であるか等について審査を行うものとし、予算の範囲内で重要性の高いものについて、ポイント制等により採択することとする（なお、ポイントの要素としては、国産原材料への切替に資する取組であるかどうか、プラットフォームの構成員数及び多様な業種の参画の有無、高付加価値化に向けた取組内容、販売促進活動の内容等を考慮するものとする）。公募の方法、時期、回数等については、公募要領を作成し、農林水産省と協議の上実施する。

なお、公募選考委員会の審査は、事業実施者を公募するごとに実施するものとし、事業実施主体は、その審査結果を別記様式第2号により総括審議官に報告するものとする。

また、公募を効率的に行うために応募書類の記載例の整備・周知を行うとともに、問合せへの対応体制を整備するものとする。

なお、事業実施主体は、別表1第1の(2)②の事業の採択にあたっては、LFPプラットフォームにおいて創出された新商品の試作品製造及び販路開拓の取組である旨を、別表1第1の(2)①の事業の事業実施者が証明する書面により確認することとする。

②事業実施計画の確認

事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実施計画の内容が、公募の際に提出された課題提案書の内容と整合がとられていることを確認するものとする。

③交付決定

事業実施主体は、事業実施計画の確認後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。事業実施主体は、交付決定後に補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画及び交付決定通知書の写しを添えて別記様式第3号により総括審議官に報告するものとする。

④事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者の事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

⑤事業の広報

事業実施主体は、事業の効果を高めるため、必要に応じて事業実施者の取組状況等の情報発信を行うこととする。

⑥事業の実施結果の報告及び額の確定

事業実施主体は、事業実施者の事業の完了後、事業実施者に実施結果報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるとともに、完了検査を行い、支払い額を確定させ、補助金の支払いを行うものとする。

2 事業実施主体によるマッチング等支援対策の実施

事業実施主体は別表1第1の(3)の事業を実施する。

第4 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

また、事業実施主体にあっては別表1第1の(1)及び(3)の事業をそれぞれ他の者に委託して行わせることができる。

なお、次の経費は補助対象経費としない。

- (1) 他の補助事業による支援を現に受け又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

第6 事業実施主体の採択基準

事業実施主体の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第7 事業実施主体の事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、別記様式第4号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6第1

項の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更（交付等要綱第 13 の軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止の承認申請に当たり、交付等要綱第 12 の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

なお、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第 8 事業の実施

事業実施主体は、別表 1 第 1 の（1）の事業の実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式第 5 号により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告並びに事業実施状況の報告の手続き
- (3) 採択基準及び交付決定並びに補助金の額の確定の手続き
- (4) 申請の取下げの手続き
- (5) 事業実施計画の（変更）承認等の手続き
- (6) 補助金の支払の手続き
- (7) 交付決定の取消しの手続き
- (8) 補助金の経理及び事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る取り扱い
- (10) その他必要な事項

第 9 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 4 号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、交付等要綱第 17 の実績報告書に添付するものとする。

なお、総括審議官は、必要に応じ、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度の 3 月末日までに別記様式第 6 号により事業成果状況に係る報告書を作成し、総括審議官に報告するものとする。

3 指導

- (1) 総括審議官は、1 の事業実施状況報告の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難であると認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うこととする。
- (2) 総括審議官は、2 の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、別記様式第 4 号の事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第 10 収益納付

- 1 事業実施主体又は事業実施者が、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、交付等要綱の第 22 第 1 項の規定に基づき、別記様式第 7 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の目標年度までの間、

当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告しなければならない。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 総括審議官は、1の報告に基づき、事業実施主体又は事業実施者が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の目標年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体又は本事業の一部を受託する団体が、特許権等について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議及び調整を行うこと。

第12 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

なお、公募選考委員についても本規定を準用するものとする。

第13 報告又は指導

総括審議官は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月5日から施行する。

別添 1

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表 1

第 1 事業内容	第 2 補助対象経費	第 3 補助率
(1) 事業実施者への補助金交付事務 (2) ①及び②の事業について、支援スキームの周知、事業実施者の募集、事業実施者の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等の事務を行う。	(1) 交付等要綱に基づいて実施する事業に要する支援スキームの周知、事業実施者の募集、事業実施者及び対象品目の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等に係る経費	定額
(2) プラットフォーム形成対策 ① 地域の農林漁業者、食品製造事業者、流通販売事業者などの多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集して、加工食品の原材料切替など地域の農林水産物を原材料として使用する新商品を継続的に創出するために必要な L F P プラットフォームを設置・運営する取組を支援する。	(2) ①プラットフォームの設置・運営費 ア プラットフォーム設置費（会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、事務局員旅費、通信機器類等リース料、管理運営費（人件費）等） イ 情報発信費（ホームページ作成・運営費等） ウ 研修会の開催経費（会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等） エ 戦略会議の開催経費（会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等） オ 新商品開発等支援経費（専門家謝金、専門家旅費、通信費、消耗品費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等）	定額
② L F P プラットフォームにおいて創出された新商品を、農林漁業者、食品製造事業者、流通販売事業者等が連携を構築した実施主体により、試作品の製造・販路開拓を行う取組を支援する。	(2) ②新商品開発・販路開拓費 ア 新商品等企画・実証・開発費（マーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等） イ 消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等） ウ 販売促進展開費（出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等）	1/2
(3) マッチング等支援対策 プラットフォームの設置・運営、新商品開発・販路開拓の取組に、専門家を派遣し	(3) マッチング等支援推進委員会開催費用、マッチング交流会開催費、専門家派遣費（謝金、旅費）、ホームペー	定額

て伴走支援（研修会、戦略会議、新商品開発・販路開拓、クラウドファンディングの実施等）を行う。 また、食品原材料調達安定化対策事業により、原材料切替等に伴う新商品の開発に取り組む食品製造事業者等に、専門家を派遣して、農林漁業者とのマッチング、新商品開発・販路開拓、原材料切替に伴う課題解決の取組の伴走支援を行う。	ジ作成費、管理運営費（人件費、旅費、通信費、消耗品費）、報告書作成費等	
---	--	--

別表 2

費 目	経 費 の 内 容 等
人件費	事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。 人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付してください。 なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めません。
謝 金	事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とします。 単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付してください。 なお、事業実施主体に対しては謝金を支払うことは認めません。
賃 金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とします。 単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする必要があります。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めません。
旅 費	交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とします。単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用するなど最も安価なチケット等を利用するよう努めるものとします。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとします。 なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出してください。

需用費	事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食材費含む）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とします。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めません。 なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出してください。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専らおこなう経費とします。
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします（事業実施主体が所有するものを使用する場合を除きます。）。
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とします。

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（月～月）

7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度農林水産業と食品産業の連携強化支援事業に係る公募選考委員会による
審査結果報告について

農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施要領（令和4年12月5日付け4新食第
1985号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第3第1項の規定に基
づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、提出のあった全ての課題提案書及び審査結果一覧を添付すること。

別記様式第3号（第3第1項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度農林水産業と食品産業の連携強化支援事業補助金の交付状況の報告に
ついて

農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施要領（令和4年12月5日付け4新食第
1985号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第3第1項の規定に基
づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、農林水産業と食品産業の連携強化支援事業の事業実施計画及び交
付決定通知書の写しを添付すること。

別記様式第4号（第7第1項関係）

〇〇年度農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施計画

〇〇年度農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施要領（令和4年12月5日付け4新食第1985号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第7第1項の規定に基づく事業実施計画は以下の通りである。

- （注）
- 1 関係書類として、別添「第1 総括表」及び「第2 事業実施計画添付資料」を添付すること。
 - 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事由の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、別添「第1 総括表」及び「第2 事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別 添

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

(注) 1 事業種類は、交付等要綱別表の区分により記入すること。

第2 事業実施計画添付資料

(1) 事業の目的

(2) 事業の効果（本事業の実施による効果及びその検証方法）

(3) 事業実施主体の概要及び添付資料

① 事業実施主体の概要

- ア 名称
- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者名
- エ 構成員数
- オ 従業員数
- カ 設立年月日

② 添付書類

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等
- エ その他総括審議官が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

① 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--

② 年間計画

主な事業内容	第1 四半期 (4－6月)	第2 四半期 (7－9月)	第3 四半期 (10－12月)	第4 四半期 (1－3月)

(5) 事業の内容

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：事業目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

別記様式第5号（第8関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施規程の承認（変更の承認）申請について

農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施要領（令和4年12月5日付け4新食第1985号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8の規定に基づき、農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

別記様式第6号（第9第2項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度農林水産業と食品産業の連携強化支援事業に係る事業成果状況
報告書

〇〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施要領（令和4年12月5日付け4新食第1985号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9第2項に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

別記様式第7号（第10第1項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度農林水産業と食品産業の連携強化支援事業に係る事業収益状況報告書

〇〇年 月 日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった農林水産業と食品産業の連携強化支援事業に関する〇〇年度の収益の状況について、農林水産業と食品産業の連携強化支援事業実施要領（令和4年12月5日付け4新食第1985号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第10第1項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。